

## 岩倉市金婚・ダイヤモンド婚祝賀会実施要綱

岩倉市金婚祝賀会実施要綱(昭和60年12月1日)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚後50年又は60年を迎える夫婦を対象に、永年にわたる家庭円満と今日の社会の繁栄に貢献されたことに感謝の意を表すとともに、末永いご長寿を記念し、市が実施する金婚・ダイヤモンド婚祝賀会(以下「祝賀会」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(祝賀会の実施)

第2条 市は、毎年1回祝賀会を実施するものとする。

2 前項の祝賀会において、市は、次条に定める対象となる夫婦を顕彰し、記念品を贈呈するものとする。

(対象者)

第3条 祝賀会の対象となる夫婦は、当該年の1月1日から祝賀会が行われる日まで継続して住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき岩倉市住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 祝賀会の実施される日の属する年において、結婚後50年(以下「金婚」という。)を迎える夫婦
- (2) 祝賀会の実施される日の属する年において、結婚後60年(以下「ダイヤモンド婚」という。)を迎える夫婦
- (3) 祝賀会の実施される日の属する年の前年までに結婚後50年に達している夫婦で、過去に金婚の顕彰及び記念品の贈呈を受けていないもの(次号に該当するものを除く。)
- (4) 祝賀会の実施される日の属する年の前年までに結婚後60年に達している夫婦で、過去にダイヤモンド婚の顕彰及び記念品の贈呈を受けていないもの

(申請)

第4条 前条に定める対象となる夫婦が、金婚又はダイヤモンド婚の顕彰及び記念品の贈呈を受けようとするときは、市長の定める期日までに結婚年数が確認できる書類を添えて金婚・ダイヤモンド婚を迎える夫婦申

出書（別記様式）を市長に提出するものとする。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



別記様式（第4条関係）

### 金婚・ダイヤモンド婚を迎える夫婦申出書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所 岩倉市  
氏名  
電話番号

私たちは、結婚後 { 50年 }  
{ 60年 } 迎えた（迎える）ので、次のとおり申

し出ます。

また、婚姻年月日照合のため岩倉市にある私たちの戸籍簿を確認することに同意します。

氏名ふりがな		
氏 名	夫	妻
生年月日	年 月 日	年 月 日
本 籍 地		
婚姻日（届出日）	年 月 日	
祝賀会への参加	出 席 ・ 欠 席	出 席 ・ 欠 席
備 考		

※岩倉市に本籍がない場合は戸籍の全部事項証明（戸籍謄本）を、外国人の場合は婚姻年月日が確認できる書類を添付してください。